

議第37号

三島市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案

三島市税賦課徴収条例（昭和26年三島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第38条第1項中「7月16日から8月5日まで」を「6月15日から同月30日まで」に、「9月16日から10月5日まで」を「8月15日から同月31日まで」に、「11月16日から12月5日まで」を「10月15日から同月31日まで」に、「翌年1月16日から2月5日まで」を「翌年1月15日から同月31日まで」に改める。

第53条第1項中「4月16日から5月6日まで」を「4月15日から同月30日まで」に、「8月16日から9月5日まで」を「7月15日から同月31日まで」に、「12月16日から翌年1月5日まで」を「12月15日から同月31日まで」に、「翌年2月16日から3月5日まで」を「翌年2月15日から同月末日まで」に改める。

附 則

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第2条 改正後の第38条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

第3条 改正後の第53条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

令和2年2月18日提出

三島市長 豊岡 武士